㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	437単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	437単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	424単位
（十三）・（十四）　（略）	

ニ～ト　（略）

注１　（略）

２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２から注７まで及び注17において「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

３～16　（略）

17　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合は、所定単位数に代えて、イからハまでに掲げる単位数の1000分の984に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　２の２の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において10のニの医療連携体制加算㈣を１日以上算定している利用者である場合

２～16の４　（略）

17　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の116に相当する単位数）

（新設）

㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	437単位

（新設）

㈦・㈧　（略）

ニ～ト　（略）

注１　（略）

２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２から注７までにおいて「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

３～16　（略）

（新設）

２～16の４　（略）

17　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の104に相当する単位数）